

## 危機対策資金（新型コロナ特別対応）

金融機関の伴走支援により、中小企業者の早期の経営改善等を図る危機対策資金（新型コロナ特別対応）を令和3年4月1日から運用しています。

令和5年1月10日の保証申込分から、民間ゼロゼロ融資の返済本格化に伴う借換需要等に対応するため、融資対象者の要件を緩和及び拡充しています。

令和6年3月15日の保証申込分から、激甚災害（令和6年能登半島地震に限る）の影響を受けた事業の再建資金に対応します。

取扱期間を令和6年6月30日まで延長します。

資 金 名	危機対策資金（新型コロナ特別対応）
融資の対象者	次のいずれかに該当し、経営行動計画を策定した中小企業者（伴走支援型特別保証の対象となる者） ①売上高等の減少率が5%以上 ②利益率の減少率が5%以上 ③激甚災害の影響を受けた者
資金使途	運転資金及び設備資金、激甚災害の影響を受けた事業の再建資金 既存の信用保証付き融資の借換資金
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内（うち据置期間5年以内）
融資利率	当初3年間：年0.5%以内、4年目以降：年1.15%以内
保証料率	伴走支援型特別保証 セーフティネット保証、激甚災害の影響を受けた者 年0.20% 一般保証 年0.20%～1.15%
担保及び保証人	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる。
申込手続き	取扱金融機関を經由して信用保証協会へ申し込む。
取扱期間	令和3年4月1日から令和6年6月30日まで